# 原発の耐震性を弱める維持基準が 10月 1日スタート

10月1日から原発への維持基準の適用が始まりました。その発端は、東京電力が定期検査データを改ざんしてシュラウド等のひび割れ等を隠していたことが昨年8月に発覚したことが昨年8月に発覚したことが自身によりではいて、東電の17基の原発が全面停止しましたが、「データの改さんはひび割れたままの運転が認められなかったことが原因だ」として、昨年12月の電気で進行基準が導入されたので事業法「改正」で維持基準が導入されたので整備されておらず、今年10月までに整備することが急遽決められ、「突貫工事」で適用すべき維持基準が作られたのです。案の定、その導入はすんなりとはいきませんでした。

#### 検査の精度が悪すぎて・・・

まず、維持基準は沸騰水型原発の再循環系 配管のひび割れには適用されないことになり ました。これは女川原発や浜岡原発で、超音 波探傷検査データが実際のひび割れを大幅に 過小評価することが、「原子力発電を考える 石巻市民の会」の追及によって明らかになっ たからでした。維持基準を導入するための電 気事業法案が国会で審議されていた昨年10~ 11月に、東北電力は女川原発で再循環系配管 の溶接継ぎ手部のひび割れを超音波探傷検査 で検出し、サンプルを切り出して実測してい ました。その結果、応力腐食割れに強いはず の新しいステンレス鋼管で8~12mmの大き なひび割れが生じたこと、しかも、超音波探 傷検査ではそれが1~2mmに過小評価されるこ とがわかったのです。東北電力はそれをすぐ には公表せず、電気事業法が国会で成立して から公表したのです。中部電力では1996年に 同様の事態が浜岡原発で起きていたことを知 りつつ国にも報告せず、ずっと隠し続けてい たのです。

あわてた原子力安全・保安院は急遽、改良された超音波探傷検査法の精度評価を発電設備技術検査協会に依頼し、「測定下限値の誤差の4.4mmを超えない」ことを確認したとして強硬突破を図ろうとしました。しかし、結局、柏崎原発1基の切り出し配管による確認にすぎないことから、再循環系配管への維持基準適用を見送らざるを得なくなったのです。

# 「損壊しなければよい」は経産省独自の基準

また、皆さんと一緒に追及した経済産業省、原子力安全・保安院との交渉およびそれに基づいて2度に及ぶ北川れん子議員の質問主意書(7月22日に出された再質問主意書への回答は9月16日で、維持基準導入の2週間前)により、次のことが明らかになりました。

第1に、維持基準を定めるために当たっての考え方=「発電用原子力設備が耐震設計審査指針に定められた基準を満たして建設されていることを前提として、使用開始後の発電用原子力設備に発生したひび割れが当該設備全体の構造強度に影響を与えない程度の大きであるであって、当該ひび割れが地震の発生に際して拡大し設備の損壊に至らないをできれば、耐震性の確保の観点から問題がないとの考え方」は、経済産業省、原子力安全委員会によって決定あるいは承認されたものではありませんでした。

## 耐震設計審査指針はひび割れには適用外

第2に、耐震設計審査指針はひび割れが起きるまでは適用されますが、ひび割れが起きたとたんに、ひび割れの耐震性への影響の評価には適用されなくなることが明らかになりました。これまではひび割れ等が発見されれ

ば補修等を行って耐震設計審査指針の構造強度が維持されるようにしてきたのではなかったでしょうか。つまり、ひび割れた生じた機器の補修の是非を判断するための基準として使われてきたはずです。

ところが、原子力安全・保安院は、耐震設計審査指針はこれまで「ひび割れの耐震性への影響を評価するための統一的な基準は存在せず、個別に判断してきているところ、健全性評価の基準は、省令第5条に規定する耐震性の基準をかかるひび割れに適用するための具体的な基準を提示するものである」と居直ったのです。

#### 材料、構造強度、ひび割れは別々に・・・

第3に、材料強度、構造強度、ひび割れが バラバラに異なる基準で評価されることが明 確になりました。原発の技術基準である告示 501号では耐震設計審査指針に合わせて「材 料規格」と「構造等規格」(構造の規格、安 全弁等に係る基準、耐圧試験に係る基準及び 監視試験片に係る基準)を定めていますが、 このうち材料規格は設計時及び建設時にのみ 適用されます。構造等規格は、設計時及び建 設時は元より「健全性評価の基準(維持基準) を定めた後も、健全性評価の基準とは別に、 使用開始後の発電用原子力設備にも適用され る」ことになります。しかし、ひび割れのあ る機器については、ひび割れが存在しないも のとして評価され、ひび割れそのものは別個、 維持基準で評価されるのです。重要なことは、 耐震設計審査指針と維持基準とで耐震性の判 断基準が異なることです。耐震設計審査指針 では、基準地震動 S 1 に対して変形が残らな いこと、基準地震動 S 2 に対して変形が残っ ても機能が維持されることを求めていますが、 維持基準ではひび割れが進んで機器が損壊し ないこととされています。「変形」、「機能 維持」と「損壊」とでは大違いです。

### 耐震性のダブルスタンダード

第4に、耐震設計審査指針と維持基準とでは判断基準の違いや用いる地震動の過小評価から安全水準の異なるダブルスタンダードになることがはっきりしました。原子力安全・保安院は「安全基準の水準が新設時と使用開始後とで異なるものとなることはない」と断言していますが、その根拠は、耐震設計審査指針で使われている地震動を用いてひび割れの発生した部分が損壊しないことを確認しているからだと言います。

ところが、耐震設計審査指針では先に述べ たとおり「損壊しない」ではなく、それより 厳しい「変形しない」「機能が維持される」 ことが求められています。また、耐震設計審 査指針では、ひび割れのないときの地震動解 析によって得られる地震動を用いていますの で、それをそのままひび割れのある機器に使 うのは地震動を過小評価することになります。 複数のひび割れがあるときや減肉が共存する ときには地震動が大きく変わることが実験的 に示されており、それを無視した維持基準は 安全水準を下げることになります。これを追 及された原子力安全・保安院は、「通常発生 し得る程度の深さのひび割れであれば影響は ほとんどない」「耐食性材料を使用するなど 減肉を防止するための措置を講じているため、 ひび割れと減肉が同時に発生する可能性は低 い」と逃げるのが精一杯でした。

また、電力会社の維持基準を用いる自主点 検実施体制を審査するため10月に発足した原 子力安全基盤機構には、電力10社から37名が 研究・情報収集部門へ出向しています。検査 部門配属でないとはいえ、なれ合い検査がま かり通ろうとしているのです。

日本はこれから老朽原発時代を迎えます。 ひび割れた原発の安全性は、これでは維持されません。原発安全規制緩和のひとつ一つを 阻止するため、これからも共に闘いましょう。